

## 平成 26 年度第 4 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所  
平成 27 年 3 月 19 日（木）  
午後 3 時 28 分～午後 4 時 45 分  
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1  
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 5 名
- 3 定足数 3 名
- 4 出席理事数 5 名
- 5 審議事項

- 議案第 16 号 職員の育児休業等に関する規程の改正（案）について
- 議案第 17 号 処務規程の改正（案）について
- 議案第 18 号 事案決裁規程の改正（案）について
- 議案第 19 号 事務局職員会議設置規程の改正（案）について
- 議案第 20 号 印章規程の改正（案）について
- 議案第 21 号 施設管理規程の改正（案）について
- 議案第 22 号 平成 27 年度事業計画（案）について
- 議案第 23 号 平成 27 年度収支予算（案）について
- 議案第 24 号 平成 26 年度第 1 回臨時評議員会の招集及び提出議案について
- 議案第 25 号 平成 27 年度第 1 回臨時評議員会の招集について

- 6 協議事項  
協議第 3 号 中期計画（改訂版）（素案）について

## 7 会議の過程及びその結果

### (1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

### (2) 議事録署名人の選任

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

### (3) 審議事項

#### ア 議案第 16 号 職員の育児休業等に関する規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「この改正は、職員の仕事と子育てとの両立を支援する観点から、子どもの看護休暇の対象となる子、小学校 3 年生から中学校就学前までとするものである。なお、調布市においては、「調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正」を行い、平成 27 年 1 月 1 日より施行されているため、公社においてもそれに準じ、規程を改正するものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

- イ 議案第 17 号 処務規程の改正（案）について
- 議案第 18 号 事案決裁規程の改正（案）について
- 議案第 19 号 事務局職員会議設置規程の改正（案）について
- 議案第 20 号 印章規程の改正（案）について
- 議案第 21 号 施設管理規程の改正（案）について

議案第 17 号から議案第 21 号までは諸規定の改正となるため一括審議の承認を得た後、事務局より次のように説明があった。

「公社では、平成 27 年 4 月 1 日付で、議案第 17 号の末尾に添付の「ゆうあい福祉公社の組織表」のとおり組織改正をいたしたく提案するものである。このたびの組織改正は、介護保険制度改正を踏まえ、今後の事業展開において、係を横断的に実施しなければならない事業であり、よりその業務効果を高めるため、相談業務系の係は「地域事業課」に集約し、その他で、主な事業が、介護保険サービスにおける訪問介護系と通所介護系の係は介護事業課に集約する。具体的には組織表の係の右に＊印がある係が対象となる。地域事業課には管理担当課長を設置する。」

「議案第 17 号「処務規程の改正について」は、第 2 条の表中並びに別表で、居宅支援係を地域事業課に、国領デイサービス係を介護事業課に所管替えを行うものである。」

「議案第 18 号「事案決裁規程の改正について」は、第 2 条第 1 項、第 5 条第 2 項に、担当課長を加えるとともに第 7 条、第 11 条並びに別表で文言の整理を行うものである。」

「議案第 19 号「事務局職員会議設置規程の改正について」は、国領デイサービス係を介護事業課に所管替えをするとともに、担当課長の設置と、その他文言の整理を行うものである。」

「議案第 20 号「印章規程の改正について」は、別表第 1 にある在宅サービスセンター印の管理者を、介護事業課長に改正するものである。」

「議案第 21 号「施設管理規程について」は、第 3 条第 3 項に規定する管理者を、事務局次長から地域事業課管理担当課長に改正するものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

## ウ 議案第 22 号 平成 27 年度事業計画（案）について

事務局より次のように説明があった。

### 『現状と課題』

#### 『公社を取り巻く社会状況』

「国は、急速な高齢化に備え、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、自分らしい暮らしを、住み慣れた地域で、最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進している。調布市では、この国の動きを受け、誰もが安心して、生き生きと暮らすために、地域包括ケアの実現に向けて、第 6 期調布市高齢者総合計画（平成 27 年～29 年度）を策定した。

平成 27 年 4 月からの介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築のほか、持続可能な社会保障制度の確立、効率的かつ質の高い介護・医療提供体制の構築を本格化させるとしている。

また、日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らし続けられるよう、ボランティアや NPO 等の多様な主体が、多様な生活支援サービスを充実・強化する取組が進められる。今後増加する認知症高齢者の在宅生活を支えるためにも、地域での取組が早期に始まることが期待されている。平成 29 年 4 月までに予防給付の一部を、市区町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行を開始することとしている。調布市では、介護保険事業者によるサービス整備や、住民主体によるサービスの充実等の受け皿を確保する準備期間を設け、平成 28 年度中に総合事業への移行を開始する予定である。」

## 『公社の現状と課題』

ア～エの 4 点である。

「ア、公益法人としての事業の展望」

「公社では、「循環型システムの推進」「総合的・一体的なサービスの提供」「公社の持つネットワークを基盤とした事業の展開」の 3 点を中心に、中期計画に基づき事業を推進している。平成 26 年度には、通所介護サービス提供における支援困難事例について、支援者の対応方法や通所介護事業の質の向上に向けた調査を、調布市と共同で実施した。」

「イ、介護保険制度改正への対応」

「介護保険制度への対応については、平成 26 年度に公社内に設置したプロジェクトチームにおいて、介護保険制度改正に関する情報の収集を行い、その情報を共有しながら、各事業がどのような影響を受けるのかを検討した。このことにより新たな担い手となるボランティアの育成や発掘に、これまで以上に取り組む必要があることを確認した。引き続き、新しい事業展開も含め、必要な対策を検討していく必要がある。また、新たな担い手となる市民にも、どのような影響があるのかを的確に把握し、それぞれの方に制度改正について、広く、わかりやすく説明していく必要がある。」

「ウ、地域における支え合いの仕組みづくりの取組」

「平成 27 年度からの介護保険制度改正においては、地域の「互助」による助け合いを、「地域包括ケアシステムを実現するための仕組み」と捉えており、インフォーマルな住民参加の活動が、これまで以上に重要になってくる。また、可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を継続するため、日常的な生活支援を含めた、生活支援サービスの充実・強化が求められている。このことから、市町村が行う地域支援事業の一つに、「生活支援コーディネーター及び協議体」の設置が位置づけられた。今後は、これまで公社が住民と協働で取り組んできた住民参加型在宅福祉サービスの実践や、ネットワークを基盤とし、住民主体の地域における支え合いのさらなる発展に向けて、調布市と連携して取り組んでいく必要がある。」

「エ、認知症を中心とした家族介護者支援」

「在宅介護において、家族介護者への支援は欠かすことができない。公社では、これまで、相談、啓発、情報提供などさまざまな方法で、家族介護者の支援に取り組んできた。平成 26 年 7 月からは、介護者の交流と相談の場であり、当事者の居場所となる「だれでもカフェ」を開催している。今後は、若年性認知症を含めた家族介護者へのさらなる支援充実が求められている。」

「こうした現状と課題における認識のもと、取組方針として掲げた 5 点に基づき、平成 27 年度は、次の 4 点を重点事業とし、これを中心に事業を推進していく。

1 点目は、介護保険制度改正への対応である。

平成 26 年度に、介護保険制度改正への対応について、公社内に設置したプロジェクトチームで検討した中で明らかになったサービスへの影響や、変更事項について、利用者が不安なくサービスが受けられるよう、丁寧な説明と支援をするとともに、広報を通じて介護保険制度改正の情報を発信していく。また、訪問介護や通所介護における介護予防において新たに実施される緩和した基準のサービスや、住民主体による支援を、公社がどのように提供していくかについては、引き続き検討を進める。

2 点目は、地域における支え合いの仕組みづくりの取組である。

公社は、これまで実施してきた住民参加型事業で、市民との協働で培った知見や実績を生かし、新たに生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合いのさらなる発展と、生活支援サービスの充実、高齢者等の社会参加の促進に、調布市と協議しながら取り組んでいく。また、福祉の地域づくりに向けて、広報などによる情報発信、公開研修の実施、市民の勉強会や介護事業者の研修会への講師派遣など、さまざまな機会と方法で啓発活動を行い、地域の人材育成に取り組む。特に、地域の支え合いの担い手となる市民の方々の育成については、地域の団体や関係機関と連携協力して取り組む。さらに、平成 28 年度中に開始予定の総合事業に備え、公社住民参加型事業の柱である協力会員については、研修体系を再構築していく。加えて、平成 27 年度から整備される調布市の福祉人材育成拠点への運営委員として協力していく。また、食事サービス事業では、引き続き食事サービス連絡会を実施して、市内の配食サービス業者と、高齢者配食の課題と対応策を共有し、この事業を通じた地域づくりを進めていく。

3 点目は、認知症を中心とした家族介護者支援の取組である。

平成 26 年度にモデル事業として実施した「だれでもカフェ」を、今年度は通年開催し、認知症当事者や家族等が集い、交流する場の提供をするとともに、コミュニティカフェの開設に対する支援を通じて、介護者が交流できる場と、当事者の居場所の充実を図る。このほか、高齢者等のコミュニティカフェや介護者を支える団体とのネットワークを構築し、地域の課題とニーズに取り組むことができるよう体制づくりを進める。また、新たに地域包括支援センターゆうあいにて、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の当事者と家族への支援に向けて、医療と介護の連携や相談支援を充実していく。

4 点目は、公社の将来ビジョンの検討・運営体制の整備である。

少子高齢化の進展に伴い、家族や地域社会は大きく変容し、これに対応するために、介護保険制度など社会保障制度の変革が進められている。こうした社会環境の変化に対応し、公社が今後どのように運営を行っていくべきか、また、どのような役割を担っていくのか、長期的な視野に立った将来ビジョンを、外部の有識者をまじえ、検討していく。」

## 『個別事項』

### 『調布市地域包括支援センターゆうあい事業について』

「高齢者とその家族の総合相談窓口機能の認知度向上、認知症の本人、家族等を支援する体制の強化、地域で心配な高齢者の早期発見に向けたネットワーク機能の強化等、地域

や関係機関との連携を強化して、ネットワークを生かして取り組んでいく。新たに認知症地域支援推進員を配置する。認知症の方を支援するため、関係機関との連携体制の構築・コーディネートを図る。加えて、地域の在宅医療と介護サービス資源の把握や整理を行い、在宅医療・介護連携に関する相談の充実・強化に努めていく。引き続き、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として各事業に取り組むとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、その支援を支える地域を、市民、行政、介護保険事業者とともに構築していく。」

#### 『生活支援体制整備事業について』

「平成 27 年度の介護保険制度改正では、日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、生活支援サービスの充実・強化を図っていくことが示されている。この制度改正では、地域の「互助」による助け合いを、「地域包括ケアシステムを実現するための仕組み」として位置づけており、インフォーマルな住民参加の活動が、これまで以上に重要になると考えている。調布市においては、「第 6 期調布市高齢者総合計画」期間中に、生活支援体制整備事業として、「生活支援コーディネーター及び協議体」を設置し、地域で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むこととされている。公社は、平成 27 年度から、調布市が行う「生活支援体制整備事業」の受託を予定している。これまで実施してきた住民参加型の事業、市民との協働の中で培った知見や実績を生かし、地域における支え合いのさらなる発展と生活支援サービスの充実、高齢者等の社会参加の促進に、調布市とともに連携しながら取り組んでいく。」

#### 『人材育成事業について』

「公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じたあたたかい地域づくり」を推進するため、市民、協力会員、実習生、専門職など、広くに「学びの場」を提供し、介護や地域福祉の担い手となる人材育成を行っていく。このたびの介護保険制度改正においては、住民を主体とした地域の人材を活用していくことが重要とされており、支え合いの担い手となる市民・協力会員の育成に向けて研修体制を再構築し、充実させていく。また、平成 10 年から実施してきた、ホームヘルパー 2 級養成研修、介護職員初任者研修並びに、これに付随するホームヘルパーフォローアップ研修事業においては、平成 27 年度に設置が予定されている調布市の福祉人材育成拠点へ事業を移管することになり、平成 26 年度をもって終了となる。今後においても、専門職の講師派遣などを通じて、福祉人材育成拠点とも連携・協力しながら、調布市全体としての介護・福祉人材の育成に取り組んでいく。」

#### 『調査研究開発事業について』

「介護保険制度の改正や社会情勢が大きく変化する中、公社は、在宅サービスを総合的に実践していることから、行政や地域のさまざまな団体な活動と連携し、地域福祉サービスの発展につなげていく事業を行っている。高齢者の孤立予防への取組については、地域で支援者が支援を行う上で課題となるセルフネグレクトの事例への適切な支援内容を検討し、高齢者の孤立予防に努めていく。総合事業への取組については、調布市において、平成 28 年度内に実施が予定されている総合事業について、公社が実施している訪問型サービスと通所型サービスを生かし、新たなサービスの創設を検討していく。支援困難事例の調査については、公社は平成 26 年度に調布市と共同で、市内の通所サービ

スにおける利用者の状況について、実態や対応方法を把握する調査を行った。平成 27 年度は、この調査から浮かび上がる課題や支援のあり方を検証し、その結果を、調査対象事業所等と共有し、対応力の向上に役立てていく。」

理事より、「在宅で最期までというのは、公社設立のときから一貫して公社が狙ってきたところだと思う。何%ぐらいの人が最期まで満足していたかという調査をしたことはあるのか。市でも、そのような調査はしたことはないのではないか」との質問があった。「今現在、そういった調査はしていないが、とても大事な視点だと思う。医療機関で最期を迎えるということが大変難しいと、今、介護保険制度改正、医療保険制度改正の中でも言われている関係で、そういう研究・調査が必要になってくるのかもしれない」との答弁があった。

理事より、「今度の制度改正などを見ていると、住民を育成するということが大事であり、急務であることがわかる。例えばボランティアは、お金を時給でもらうということではなくて、自分がどれだけ何かの役に立つことができるのか、そういう教育を公社だけであるというのは無理がある。自分のことだけ一生懸命やっていたらいいんだということではなく、社会全体で自分がどのくらいみんなの役に立つことができるのかということ、学校教育の中からもやっていかないといけない。一つの事業所とか、一つの市でやるということでは間に合わないような気がする。その点で、市のほうと一緒に、学校教育のほうに働きかけることが必要ではないか。子どもたちをそういう方面で啓発することは、つまるところ、大人の生き方だと思うので、その辺を皆で考えていかなければいけないと思う。」との質問があった。「直接教育機関のほうにそれを出していくというのは、私どもの範囲の中では、いたしかねるところはあるが、中学校の生徒さんなどは、9月15日の敬老の日には、自分たちでそれなりのものをつくって訪ねていただいている。機会あるごとに、私どもとの交流の中で、ボランティア活動の重要性、それと、実際に厨房で働いていただいているボランティアの皆様の状況をお見せしながら、私たちのできる範囲の中でそういったところを進めていきたいと思っている」との答弁があった。

理事より、「認知症の方が、知らない間に出かけてしまっ行って行方不明になるという話を、テレビや新聞で随分言われているが、調布市ではそういう実例はないのか」との質問があった。「行方不明になった実例は先月も2件あった。ネットワークをどう組むかがこれからの課題だと思う。警察の方も協力的にはなっただきっている。一度登録されると、次のときはわかるようにするとか、そのあたりの対策しか今できていないが、認知症サポーター養成講座などを通じて、次のネットワーク構築に向けて取り組んでいくことが急務だと思う」との答弁があった。

理事より、「市でGPSの機器を貸与しているので、行方不明になっても、それをつけて見つけたという例がある。ゆうあいでも、そういう人がいたら、お勧めするという方法をとったらいかがか」との質問があった。「おしゃれな方はお洋服や鞆を毎回替えられて、時々それをお持ちになれない方もおられた。ご家族様のご協力なり、地域の方からの情報は今後も必要になってくると思う」との答弁があった。

理事より、「生活支援コーディネーターというのは、包括支援センターのケアマネさんたちがやっていることとは違うことをやるのか」との質問があった。「生活支援コーデ

ィネーターは、介護保険制度改正の中で、生活支援のサービスと、市民主体のボランティアの育成等、そういった体制整備を図るために設置されたもので、全く別物である。各包括支援センター、また、地域福祉コーディネーター等をつなぐ、また、行政とも連携しながら、そういったことを進めていく地域福祉の推進役という役割である」との答弁があった。

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

## エ 議案第 23 号 平成 27 年度収支予算（案）について

事務局より次のように説明があった。

### 『事業別予算』

「5 ページ、小科目別に集計した収支予算書である。概要にあるとおり、平成 27 年度の予算総額は、収入、支出ともに 6 億 1,710 万円、対前年度比較で 1,262 万 6,000 円、約 2%の増額となっている。この主な要因は、受託事業の増加によるものである。

収入の主な増減について。3 事業収入は、2 介護保険事業収入において、介護保険制度改正に伴い、介護報酬がマイナス 4.48%と大幅な減額改定となったため、413 万 5,000 円を、6 障害者訪問介護事業収入で 233 万 9,000 円を減額した。7 受託事業収入では、新規に受託を予定されている事業を中心に、1,404 万 2,000 円を増額した。その主な内訳は、生活支援体制整備事業に関わる生活支援コーディネーターの配置等に対する受託費として 600 万円、地域包括支援センター事業で、認知症総合支援事業及び在宅医療・介護連携推進事業を含めた受託費として、506 万円、また、在宅サービスセンター受託事業で、祝日開所を含めた受託費として 343 万円を計上し、増額となったものである。4 補助金等収入では、707 万 8,000 円を増額した。その主な内訳は、障害者雇用促進法の改正に伴い、障害者の雇用が義務づけられたことから、この雇用にかかる人件費として約 250 万円、職員の給与改定に伴う人件費として約 200 万円、職員の補助等に要する人件費として約 450 万円を増額したこと、また、介護職員初任者事業の業務移管により 200 万円を減額したことによるものである。

下段の 5 負担金収入についても、介護職員初任者事業の業務移管により 258 万 6,000 円を減額した。

支出について。1 高齢者・障害者等支援事業については、571 万円を増額した。この主な要因は、6 ページ、2 段目の 2 食事サービス事業費では、食材費及び協力会員活動費を実績に合わせ 353 万 1,000 円減額し、5 居宅介護支援事業費で人事異動に合わせて人件費を 135 万 5,000 円減額した。また、6 地域包括支援センター受託事業費では、認知症総合支援事業及び在宅医療・介護連携推進事業に係る認知症地域支援推進員の配置を含め、514 万 3,000 円を増額し、10 在宅サービスセンター受託事業費では、予定されている祝日開所に伴う人的配置を含め、258 万 5,000 円を増額し、14 障害者訪問介護事業費では、人事異動に伴う配置に変更するため 176 万 4,000 円を減額した。また、15 生活支援体制整備事業費では、新規の受託事業として予定されている生活支援コーディネーターの配置及び介護予防・生活支援総合事業の体制整備に向けた協議体の設置等に要する経費として、600 万円を増加したことによるものである。2 普及啓発・人材育成・調査研究事業では、178 万 2,000 円を減額している。この主な要因は、2 人材育成事業

費の1介護職員初任者事業費及び2ヘルパーフォローアップ研修事業費が、事業移管により減額したことによるものである。3管理費については、1管理費人件費において障害者の雇用や退職補充等により893万9,000円を増額した。

8ページ以降は収支予算書（節科目集計）で各事業の科目別の予算である。」

#### 『収支予算書（正味財産増減予算書）』

「各事業の収支予算をもとに、公社の正味財産の増減を表した予算書である。

(1) 経常収益については、先ほど収支予算でご説明した収入の予算額6億1,710万円から、収支予算で重複計上している食事サービスにかかる利用料収入818万8,000円を内部取引として消去し、2ページ上段にある経常収益計のとおり、6億891万2,000円となった。この内部取引の消去については、収支予算では、事業単位ごとにその収支を計上することとなっている。このことから、デイサービス事業の利用者に提供している昼食にかかる収入と、昼食をつくる食事サービス事業の収入とで、それぞれ計上することとなり、公社全体で収入を見ると重複することとなる。一方、正味財産増減予算では、公社全体での収益及び費用を計上することとなっていることから、この差を内部取引として消去するものである。

(2) の経常費用については、先ほど収支予算でご説明した、支出の予算額6億1,710万円から、収入と同様に収支予算で重複計上している食事サービスに係る経費として818万8,000円を内部取引として消去し、1の事業費の中段にある減価償却費58万2,000円と、2の管理費にある減価償却費190万9,000円を増額して、3ページ上段にある経常費用計のとおり6億1,140万3,000円となる。なお、当期経常増減額のマイナス249万1,000円は減価償却費分となる。

この結果、一般正味財産期末残高は8,001万5,709円となり、これに指定正味財産期末残高を加えて、平成27年度の正味財産期末残高は3億8,001万5,709円となる見込みである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### オ 議案第24号 平成26年度第1回臨時評議員会の招集及び提出議案について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第18条の規定により理事会の決議に基づいて、理事長が招集することとなっている。このことから、先ほどご承認いただいた、平成27年度事業計画及び平成27年度収支予算について評議員へ説明するため、平成26年度第1回の評議員会を、平成27年3月30日、月曜日、午後3時30分より、国領高齢者在宅サービスセンターにおいて開催いたしたく、提出するものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### カ 議案第25号 平成27年度第1回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第18条の規定により理事会の決議に基づいて理事長が招集することとなっている。平成26年度第3回定時理事会でご説明したとおり、理事の選任については、前理事の退任後でなければ行うことができないことから、平成27年度第1回臨



時評議員会については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定に基づき、実際にはご参集いただきず、平成27年4月1日を決議日とする書面による評議員会として開催いたしたく、提出するものである。この評議員会へ提出する議案については、「評議員会を書面にて開催する件」、「役員を選任の件」、「上記議案の決議日」についてご審議いただく。実際の議案については、書面にて開催予定の平成26年度第2回臨時理事会においてご審議いただく予定となっている。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### (4) 協議事項

##### ア 協議第3号 中期計画（改訂版）（素案）について

事務局より次のように説明があった。

「今回の介護保険制度改正は、介護保険制度の方向性が変わっていく転換点ともなると言われているほど大きな改正であり、公社の将来像にも多大な影響が見込まれるものとなった。公社においては、介護保険事業だけでなく、住民参加型事業など、全体に大きな影響が及ぶ内容となっている。この介護保険制度改正への対応を検討するに当たっては、調布市第6期高齢者総合計画の策定状況の把握に努めた。また、公社の制度改正対応検討プロジェクトチームでの検討も踏まえ、改訂を進めたが、平成27年度だけでなく、28年度以降の状況を踏まえる必要もあり、さらなる検討が必要となった。今回お示した素案は、これまでの公社内における検討事項をまとめたものである。

今回の改訂については、平成27年4月からの介護保険制度改正と、3月31日に発行される「第6期調布市高齢者総合計画」に対応するため、中期計画を改めるものである。現在は、七つに分かれた構成としているが、これを、「事業の充実・サービスの向上」「健全な公社運営」「公益財団としての社会的役割」の大きく三つにする案としている。現在は、「公社機能の充実・体制の強化・サービスの向上」に各係ごとに取り組む内容を掲げているが、係を超えた横断的な対応が求められることから、改訂版では、公社全体としてどう取り組むかという視点で組み直した素案となっている。また、平成27年度事業計画にある新規事業「生活支援体制整備事業の推進」、そして、今回の改正では住民主体のサービスが求められることから、従来から公社で取り組んでいる「ボランティアの発掘と育成」、そして、現在、重点事業として取組を進めている「認知症高齢者の支援の推進」なども、「事業の充実・サービスの向上」のところに頭出しをしている。「健全な公社運営」は、現在の中期計画の「施設の整備・設備の充実」「健全な公社経営・組織づくり」「職員の育成」を、事業を推進していく上での土台づくりの取組としてまとめた形にしている。

改訂については、理事の皆様からご意見をいただき、今後、中期計画推進委員会を中心に検討を重ね、市と協議の上、最終案を作成し、4月の平成27年度第1回定時理事会に提出する予定である。」

以上の説明に関し、了承された。

#### (5) その他事項

##### ア 平成26年度第2回臨時理事会（書面）について

追加資料配付の後、事務局より次のように説明があった。

「平成26年度第3回定時理事会でご説明したとおり、「平成26年度第2回臨時理事会(書面)」については、理事候補者の選任と重要な使用人の選任をお願いすることとなる。重要な使用人の選任については、会社の現事務局長が定年により平成27年3月31日をもって退職となる。後任の事務局長については、3月25日に予定されている調布市の人事異動内示をもとに事務局長候補を内定し、理事会の決議をもって選任する必要がある。また、理事候補の選任については、評議員会で理事を選任するため、その理事候補者について、理事会において選任する必要がある。このことから、4月1日開催の「平成27年度第1回臨時評議員会(書面)」で理事の選任をしていただくためには、事務局長の選任とあわせて理事会で決議をいただくことになるが、この理事会の開催については、日程に余裕がないことから、定款第31条第2項の規定により、「平成27年3月27日を決議日」とする書面理事会とするものである。あわせて、これまで空席となっていた理事2名の後任についても、ご審議いただく予定である。

書面理事会へ提出する議案については、「理事会を書面にて開催する件」、「事務局長の選任の件」、「理事候補者選任の件」、「これらの議案の決議日」となる。実際の議案書については、3月25日以降、速やかに皆様に議案をお持ちし、ご説明にお伺いする。」

以上の説明に関し、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。